

あなたとともに21世紀 みっちゃん しんぶん

御殿場市議会報告

第16号

発行日／平成15年 6月 27日
発行所／勝間田みちお後援会
後援会長 長田高光
〒412-0048
御殿場市板妻172
TEL 0550-89-5561
FAX 0550-89-5561
<http://k-michio.jp/>



平成15年6月定例会報告にあたって
市議会議員 勝間田みちお

平成十五年市議会六月定例会は、六月十三日から六月二十日までの八日間の会期で開催されました。

十三日には長田市長より提出された議案は全部で十六件あり、そのうち専決処分承認を求めもの六件、予算案三件、条例案二件、契約案一件、人事案二件、その他、二件でいずれも可決されました。特に、十五年度一般会計補正予算案では、RDF問題提訴への御殿場市負担分として、2,878万7千円が計上されました。このほか、十四年度一般会計繰越明許費繰越計算書他九件の報告がありました。

十八日から二十日には十一名の議員が市の事務について、一般質問を行い市長の姿勢をただし、会期を終了しました。

RDF問題、提訴へ

六月二日に行われました、御殿場市議会議員懇談会に出席した、御殿場市・小山町広域行政組合管理者、長田開蔵市長よりRDFセンター（ごみ固形燃料化施設）のトラブル等について、施設を建設した共同企業体（三菱商事・石川島播磨重工業・荏原製作所・フジタ）と話し合い、交渉を今月まで進めて来たが、双方の意見は並行線のままで前進はない。法的な道を選ばざるをえないと、RDFセンター建設経過から民事訴訟法による提訴への概要について報告がありました。

その報告内容は次に掲載したとおりであります。

なお、施設を建設した共同体企業を相手取り、東京地裁に提訴することについては、六月九日に開催される、御殿場市・小山町広域行政組合議会、第三回臨時会において、議決を得たうえで提訴したいという報告がありました。



第58回
国民体育大会

馬術競技リハーサル大会

5/31 ~ 6/1 於 御殿場馬術競技場

1. RDFセンター建設経過

年 月 日	内 容
平成 元年 3月	広域行政組合議会に、ごみ焼却場建設検討委員会を設置
6月	組合当局に、ごみ焼却場建設検討委員会を設置
6月15日	次期ごみ焼却場を小山町内に建設することに合意
平成 2年 8月13日	ごみ処理方式をストーカー方式に決定
平成 3年 12月28日	桑木区と焼却方式による清掃センターの建設及び操業に関する協定書、合意書の調印
平成 4年 3月25日	広域議会ごみ焼却場建設検討委員会で固形燃料化方式の1年以内の検討を決定
8月11日	厚生省 廃棄物資源関連事業で固形燃料化方式を認める
平成 6年 3月22日	広域議会ごみ焼却場建設検討委員会でごみ固形燃料化方式採用決定
12月 9日	桑木区とごみ処理方式変更に伴う協定書、合意書の一部変更の調印
平成 7年 10月16日	広域議会、ごみ固形燃料化施設建設工事請負契約議決 建設工期 平成7年10月16日から平成10年3月20日まで 工事請負金額 79億2,070万円
11月 1日	建設工事起工式
12月 8日	深沢区、御殿場市、広域行政組合と新清掃センターの建設及び操業に関する協定書、覚書の調印
平成 9年 10月16日	名称をごみ固形燃料化施設(御殿場・小山RDFセンター)に決定
平成10年 3月19日	ごみ固形燃料化施設建設工事変更(工事完成を平成10年3月20日から平成10年3月31日に工期変更)
3月31日	ごみ固形燃料化施設建設工事変更(工事完成を平成10年3月31日から平成10年5月20日に工期変更)
5月20日	ごみ固形燃料化施設建設工事変更(工事完成を平成10年5月20日から平成11年3月10日に工期変更)
7月 8日	ごみ固形燃料化施設建設工事改造工事に係わる提案書を共同企業体が提出
9月 4日	改造工事に着手
平成11年 1月 8日	改造後施設試運転開始
2月23日	性能試験の実施
3月 4日	桑木区と清掃センターの建設及び操業に関する協定書、合意書の一部変更並びに公害防止協定書の調印
3月10日	ごみ固形燃料化施設建設工事完成
3月27日	御殿場・小山RDFセンター開所式
5月24日	ごみ固形燃料化施設企業体改造工事に係わる提案書に関する合意書締結
5月27日	共同企業体が確約書を提出
5月31日	乾燥機から火災発生
6月14日	共同企業体が火災事故に係わる原因究明及び再発防止策を提出
9月22日	火災復旧工事後の能力確認試験の実施
10月25日	広域議会ごみ処理施設建設委員、当局ごみ処理施設建設委員会において、能力確認試験等の報告
12月21日	広域議会ごみ処理施設建設委員、当局ごみ処理施設建設委員会において、RDFセンター現状報告と整備計画についての報告
平成12年 2月16日	当局ごみ処理施設建設委員会において、共同企業体からの稼働後における課題(機器類)改善についての報告
2月18日	桑木区、新清掃センター対策委員会において、RDFセンター現況報告と整備計画についての報告
2月28日	ごみ固形燃料化施設平成11年度改造工事着工
3月 5日	ごみ固形燃料化施設建設改造工事中事故発生、工事棟1階A系列 熱源炉灰出し室より発煙
3月31日	RDFセンター耐震性貯水槽設置工事完成、RDFセンター浴室改修工事完成
5月 1日	ごみ固形燃料化施設平成12年度改造工事着工
6月	RDFセンター検証作業始まる
7月 2日	ごみ固形燃料化施設平成12年度改造工事終了
平成13年 4月20日	御殿場市議会議員懇談会において、RDFセンター検証についての中間報告
5月 2日	小山町議会全員協議会において、RDFセンター検証についての中間報告
10月11日	広域議会、当局ごみ処理施設建設委員会において、組合が「RDFセンター検証項目共同企業体に関する質問書」に対する共同企業体の「回答書」についての報告
10月22日	御殿場・小山RDFセンター評価委員会を設置し、第1回評価委員会
平成14年 2月21日	第5回御殿場・小山RDFセンター評価委員会、最終報告
3月 5日	広域議会、当局ごみ処理施設建設委員会において「RDFセンター評価委員会報告」
9月12日	虎の門法律事務所の大野正男弁護士、廣田富男弁護士、若井英樹弁護士、若林明子弁護士と事務委任契約書を取り交わす。

(3)

平成15年	3月26日	広域議会議員懇談会にて共同企業体との代理人交渉を打ち切りを報告
	4月	静岡県建設工事紛争審査会事務局との申請について協議
	5月	静岡県建設工事紛争審査会への申請を断念

ウ、維持管理の増加は、現在のシステム構成によるところが大きい。
 エ、RDF消費は部分的対策ではなく、本格的な消費対策が必要である。
 5、弁護士による代理人交渉

(1) 委任の経緯

広域行政組合議会、組合当局の検証作業やRDFセンター評価委員会の提言を踏まえ、共同企業体と交渉を進めてきたが、双方の主張は平行線で平成14年9月、今後の交渉を弁護士に委任することにした。

(2) 弁護士の共同企業体への申し入れ事項

- ア、本施設を保証された能力を持って恒常的に稼働する施設に改善すること
- イ、本施設の維持管理費が共同企業体の提示した予想額を大幅に超える実情を踏まえ、その差額を共同企業体において負担すること
- ウ、住民の苦情のある悪臭について改善措置を施すこと（速やかに共同企業体提案に係る燃焼脱臭施設を建設することを求めます。）
- エ、RDF消費について共同企業体の当初説明に沿った具体的な方策を講じること

6、申し入れ事項に対する共同企業体主張の要旨

(1) 処理能力

処理能力(150t/15h)は性能確認試験において確認されている。

(2) 維持管理費

共同企業体が提示した維持管理費の予測額は推定値・目標値であり、保証値ではない。

(3) 悪臭

境界線の臭気濃度は性能確認試験において確認され、保証値を満たしている。

(4) RDF消費

共同企業体がRDF引き取りを約束した事実はない。
 共同企業体が約束したのは、消費先開拓への協力であり、数箇所の消費先を広域行政組合に紹介している。

7、第三者機関による課題の解決

平成14年9月から弁護士により交渉を進めてきたが、双方の主張の隔たりは大きく、平成15年3月弁護士による代理人交渉を打ち切り、第三者機関(裁判所、紛争審査会)に判断を仰ぐことにした。
 契約書の建設工事請負契約約款に基づき静岡県建設工事紛争審査会において解決を図るべく、静岡県土木部建設政策総室建設業室と協議を行った。その結果今回の案件は建物構造体の問題ではなくごみ処理プラントの問題であり、専門性が必要になるなどの理由により建設工事紛争審査会では適切な判断をするのが困難であるとの結論になった。

このため、弁護士の指導もあり裁判所に提訴する事にした。

8、民事訴訟法による提訴

(1) 損害賠償額

企業共同体に求める損害の総額は 約7,920,000千円
 申し入れ4項目(処理能力、維持管理費、悪臭、RDFの消費)を基礎に算定した。

(2) 訴訟代理人(弁護士)の訴訟着手金 20,465千円

(3) 申立手数料 17,120千円

2. 主要経過

1、ごみ固形燃料化施設採用の理由

新清掃センター建設について、平成6年3月以下の理由により、一旦決定していたストーカー方式から、ごみ固形燃料化方式に変更した。

(1) 固形燃料製造プラントにおける燃焼は乾燥工程のみである。RDF(固形燃料)を化石燃料などの代替エネルギーとして利用することにより、ごみを単に焼却することよりも環境に対する負荷が軽減される。

(2) 貯留や輸送が可能で、未利用だった廃棄物のエネルギーを随時有効利用することが出来る。

(3) 従来焼却不適物とされてきたプラスチック類も資源化することができ、結果的に最終処分場の延命効果がある。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律等に示された施策に合致する。

(5) 施設の建設費、維持管理共に低廉である。

2、工事概要

(1) 工期

着手 平成 7年10月16日

完成 平成11年 3月10日

(当初完成は平成10年3月20日であった。)

(2) 建設工事費 79億2,070万円

(3) 補助金 10億3,446万4千円(防衛施設庁)

(4) 設計施工 三菱商事・石川島播磨重工・荏原製作所
 フジタ 共同企業体

3、施設の検証

(1) 検証の目的

RDFセンターは平成11年3月の施設完成後、火災の発生や維持管理の大幅な増加、RDFの自己活用及び消費先の困難など、当初予測できなかった課題が生じた。

そこで平成12年6月から広域行政組合議会と組合当局は当初計画したRDFセンターと運転実態を比較し、どのような施設が出来上がっているのか検証する作業を始めた。

(2) 検証結果

ア、処理能力について(150t/15hが確保されていない)

イ、維持管理費の大幅な増加について(共同企業体提示の約7倍)

ウ、RDF消費について(自己消費施設は試運転のみで運転不能。消費先確保が困難で、一時倉庫保管料が10,000トンになる)

エ、臭気対策について(施設周辺の住民から苦情が寄せられている)

4、RDFセンター評価委員会の設置

(1) 設置の目的

平成13年10月現状施設のごみ処理能力、維持管理費、RDF消費対策、臭気対策などについて主に技術的観点から評価を行うために、大学教授などの有識者によるRDFセンター評価委員会を設置し、今後のとるべき対応について提言を求めた。

(2) 評価委員会の提言

ア、処理能力については、頻繁な機器のトラブルにより、維持管理の負担増を招いており、安定的稼働状態にあるとは言い難い、また基幹設備に発生した重故障は設計上の不備。

イ、臭気対策は、脱臭設備の設計が不適切であった。

福祉施策の新たな展開についてお知らせします。

事業名	概要	開始予定月	お問い合わせ
介護保険事業計画	第1期計画(平成12年度~平成16年度)を見直し第2期計画(平成15年度~平成19年度)の推進を図ります。	4月	長寿介護課 83-1463
高齢者保険福祉計画	第2次計画(平成12年度~平成16年度)を見直し第3次計画(平成15年度~平成19年度)の高齢化社会対応施策を進めます。	4月	長寿介護課 83-1463
障害者計画	新たな計画(平成15年度~平成19年度)を策定中です。	8月	社会福祉課 82-4238
支援費制度(身体障害者・知的障害者)	障害者福祉サービスが、利用者の自己決定を尊重した制度となり、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することとなります。	4月	社会福祉課 82-4238
知的障害者更正施設改築	野菊寮、駿東学園(小山町)の改築に助成します。	7月	社会福祉課 82-4238
精神障害者授産施設新築	やまいも工房の新築費に助成します。 居宅サービス・施設サービスを実施します。	5月	社会福祉課 82-4238
乳幼児医療費補助	未就学児の通院及び入院患者一部負担金のうち、自己負担金を差し引いた額の医療費を助成します。	4月	健康推進課 82-1111
放課後児童教室	東小、玉小の分教室が単独の教室になります。	4月	児童福祉課 82-4124

平成 15 年 6 月定例会 市長提出議案 会期 6 / 1 3 ~ 6 / 2 0 8 日間

人事	<p>オンブズパーソンの選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 30 日に任期満了となる河村小治郎氏の後任に後藤昌夫氏(昭和 21 年 10 月 30 日生、沼津市市場町 20 番 18 号)を選任した。 	同意			
人事	<p>人権擁護委員候補者の推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 30 日に任期満了となる芹沢淑子委員(昭和 13 年 8 月 8 日生、川島田 647 番地の 1)を引き続き委員として推薦した。 	諮問	専	<p>平成 14 年度一般会計補正予算(第 5 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正額 1,100 万円の増額で予算総額 310 億 900 万円です。 ・ 歳出は 財政調整基金へ 1,000 万円、社会福祉事業基金へ 125 万円等の元金積み立てです。 ・ 歳入は 社会福祉事業等寄付金 167 万 3 千円、駒門児童厚生体育施設移転補償金(第二東名)6,780 万 8 千円、秩父宮記念公園整備事業債等 4670 万円の増額と地方消費税交付金 5,191 万円、自動車取得税交付金 2,140 万円、その他交付金 3,187 万 1 千円の減額です。 	承
報 告			決	<p>市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定</p>	
<p>平成 14 年度一般会計繰越明許費繰越計算書(令 146 条 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士岡支所空調設備改修事業 1,989 万 8 千円 ・ 富士山御殿場口山小屋トイレ設置事業 4,829 万 4 千円 ・ 地方特定道路整備事業 2,600 万円 ・ 緊急地方道路整備事業 5,020 万 1 千円 ・ 震災対策緊急道路整備事業 1,140 万円 ・ 玉穂第 2 団地建替事業 3 億 9,996 万 2 千円 ・ 印野地区体育館・プール建設事業 1,039 万 5 千円 <p>以上 7 事業、6 億 1,329 万 1 千円の内、5 億 6,615 万円が 15 年度に繰越されました</p>			処	<p>個人市民税は、上場株式の配当及び株式譲渡益に係る課税方式の変更、固定資産税は、土地に係る税負担の調整措置を引き続き行うこと、市たばこ税は税率を引き上げたものです。</p> <p>都市計画法条例の一部を改正する条例制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税と同様の税負担の調整措置を法定化した。 ・ 特別土地保有税審議会条例を廃止する条例制定 ・ 特別土地保有税の課税停止に伴い条例を廃止した。 ・ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 ・ 介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げと、商品先物取引に係る雑所得等の金額に有価証券等先物取引に係る雑所得等を加えた。 ・ 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 ・ 非常勤消防団員等に対する補償基礎額、扶養加算額及び介護補償額を引き下げた。 	認
<p>平成 14 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書(令 150 条 3 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道管渠布設事業 5,350 万円が 15 年度に繰越されました。 			分		
<p>平成 14 年度一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場案内板設置事業 870 万円 ・ 市道新設改良事業(町屋 3265 号線他 5)944 万 1 千円 ・ 橋梁新設改良事業(神山)992 万円 ・ 地方特定道路整備事業(神場)380 万 2 千円 ・ 地域計画関連道路整備事業(塚原)1,831 万 6 千円 ・ 御殿場駅前通り線整備事業 1,860 万円 ・ 緑の基本計画策定事業 294 万円 ・ 御殿場駅前広場整備事業 1,208 万 1 千円 <p>以上 8 事業、5 億 7,743 万 5 千円の内、1 億 9,253 万 6 千円が物件移転等に不測の日時を要した等の理由で 15 年度に繰越されました。</p>			予	<p>平成 15 年度一般会計補正予算(第 1 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正額は 8,800 万円の増額で予算総額 279 億 7,800 万円です。 ・ 歳出は 広域行政組合負担金(提訴費)2,878 万 7 千円、市税等滞納管理システム導入事業費 1,768 万 5 千円、御殿場駅前広場整備事業 980 万円が主なものです。 ・ 歳入は 国庫支出金 989 万円、県支出金 743 万 2 千円、財政調整基金繰入金 6,909 万 2 千円等が主なものです。 	可
<p>平成 14 年度御殿場市小山町土地開発公社の経営状況(法 243 条の 3 第 2 項)</p> <p>土地取得では御殿場市より委託を受けた、東部幹線道路用 735.90 m²を 44,808,179 円で取得した。また、小山町より委託を受けた小山町役場及び小山幼稚園駐車場用地 408.44 m²を 25,384,564 円で取得した。土地処分では御殿場市へ 5 事業用地、小山町へ 4 事業用地を売却した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業用地(新橋)4,943.13 m² 3 億 4,808 万 2,868 円 ・ 新市街地整備用地(神場)75,139.75 m² 18 億 2,476 万 3,362 円 ・ 社会福祉施設用地(新橋)233.08 m² 6,696 万 684 円 ・ 駅前通り線用地 22.94 m² 523 万 1,482 円 ・ 東部幹線道路用地(新橋)373.50 m² 2,089 万 2,045 円 ・ 小山町菅音淵団地用地 304.43 m² 2,575 万 3,279 円 ・ 足柄地区診療所用地 112.48 m² 797 万 6,375 円 ・ 小山町役場駐車場用地 33.95 m² 230 万 9,636 円 ・ 小山町役場及び小山幼稚園駐車場用地 0.00 m² 30,797 円 			算	<p>平成 15 年度観光施設事業特別会計補正予算(第 1 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正額は 693 万円の増額で予算総額 9,793 万円です。 ・ 歳出は 乙女二号源泉水中ポンプ入替工事費です。 ・ 歳入は 一般会計繰入金 693 万円です。 <p>平成 15 年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正額は、5,150 万円の増額で予算総額 3 億 7,050 万円です。 ・ 歳出は 管路布設 1.3km の追加等です。 ・ 歳入は 県補助金 2,964 万円、高根財産区 925 万 4 千円、下水道債 1,060 万円等です。 	決
<p>平成 14 年度財団法人御殿場市振興公社経営状況(法 243 条の 3 第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館、体育施設、公園、秩父宮公園、駅南駐車場等事業について報告があった。 <p>収入決算額 4 億 7,592 万 382 円 支出決算額 4 億 7,557 万 9,364 円 次期繰越額 34 万 1,018 円</p>			条	<p>教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定</p>	可
<p>平成 14 年度御殿場温泉観光開発(株)経営状況(法 243 条の 3 第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料入館者は、139,815 人で前年度に比し約 3,500 人の減少。 ・ 当期末処分利益金 11,618,415 円の処分等について報告がありました。 <p>専決処分(法 180 条 1 項)損害賠償の額の決定(法 180 条の 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 年 3 月 8 日 市道 1271 号線にできた穴によりタイヤ及びアルミホイールを破損した事故、賠償額 14,420 円 ・ 15 年 3 月 9 日 同上、賠償額 15,141 円 ・ 15 年 4 月 16 日 公用車による物損事故 賠償額 26,250 円 ・ 15 年 5 月 12 日 " 賠償額 36,540 円 			例	<p>住民基本台帳カードの交付手数料を新たに加えるとともに住民票の写しの交付に対する認証方法を変更した。</p>	決
<p>市議会全員協議会(5/28)</p> <p>5 月 3 日、発生した不発弾爆発事故 手数料条例の一部改正 環境基本計画(案) 健やか、生きがい基本計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 スポーツ振興基本計画 市議会議員懇談会(6/2)</p>			契	<p>西中学校特別教室棟改築工事請負契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 37 年度建設の特別教室棟の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート一部、鉄骨鉄筋コンクリートづくり 3 階建て校舎 1 棟を建設。 ・ 契約金額 4 億 3,785 万円 ・ 契約相手方 白幸産業(株)御殿場支店 支店長 高杉憲市 関連工事 ・ 機械設備工事 5,712 万円 (株)遠藤管工設備御殿場営業所 ・ 電気設備工事 5,040 万円 (株)岡電 ・ 設備改修工事 3,034 万 5 千円 (株)東京電気工事(株)御殿場営業所 	決
<p>RDF センターの今後の対応</p>			市道	<p>市道路線の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竈 3047 号線(竈 1185 番 1 地先) <p>市道路線の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東田中 2085 号線(東田中 846 番 5 地先) ・ 新橋 2086 号線(新橋 1497 番 7 地先) 	可決